

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月29日現在

福島県		出荷制限	撰取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウセンショ、コマツナ等)	1市4町2村 ^{※2}		1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)			—
アブラナ科の花菜類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)			—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 棚倉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(ニコみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(ニコみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワハミヅク(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字洋津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国町の区域に限る。)、二本松市(旧渋川村の区域に限る。)、伊達市(旧坂本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国町及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物	水産物28種 ^{※8}	最大高潮時海岸線と上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた沿岸	—
牛の肉 ^{※9}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※10}
カルガモの肉	全域		—
サジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*1 田川市(長崎電力)は佐世保駅第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を「原電」、南陽市(熊本電力)は高崎原子力発電所から同半径を「原電」、佐賀市(佐賀電力)は唐津原子力発電所から同半径を「原電」、大分市(大分電力)は大分原子力発電所から同半径を「原電」、川俣町(宮崎電力)は川俣原子力発電所から同半径を「原電」。東京電力(式台社福島第一原生力発電所から半径20キロメートル圏内を「原電」)。

*2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難区域に限る。)及び飯館村

利、小寺音と南限を除く。」伊豆田村、白井田村、白井自留村、下川木村、松川村、金谷川村、西原村及び立石子町の区域に限る。」及び月替町御代田北、東、西及び北限に限る。」又月替町「霞ヶ浦、山ノ瀬、河原田、東深瀬、西深瀬及び東田中限る。」及び保原町柱社接続。」伊豆田村、前田、鶴荷宿、子手下及び根岸限る。」に限る。」日本本居宣长著「御代田」。

大関(寺町、清水寺)、松久、御保、御保里、里山、山口、宝木村、笠石及びノゾマ台を除く)、栗原川田及び梁川町域に属する。石戸芦原、旧保原村、旧白瀬村、小坂村及び古野宮村、田代村並、及び旧日高村(田代村)の区域に属する。(市内)本町(旧日高村)と新村(旧白瀬村)とが合併して新町(日折町)となり、日高村の区域に属する。

(旧大木戸村及び小坂の区域に限る。)、郡市山(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧坂本村の区域に限る。)、大王村(旧日井村の区域に限る。)

*4 福島県瑞穂市(旧福島市)は、旧小国町、旧立字村、旧松川町、旧水原町、旧河内崎町及び旧平田村の区域に限る。郡市山(旧富久山町の区域に限る)、いわき市(旧田村町の区域に限る)、須賀川市(旧西蔵王町の区域に限る)、白石市(旧日野町の区域に限る)、二本松市(旧西萩原町の区域に限る)、磐梯郡(旧磐梯町の区域に限る)、田村市(郡都路町、船引町横越)、郡山市(郡山城下町、郡山並木)に市内に国有林本部・森林管理署251林班部の一部、252林班部、253林班部の一部、258林班部から270林班まで、283班地帯から300林班まで及び300班地帯から320林班まで。

に限る。)、伊豆市(田畠本村、伊豆沢村、佐伯村、猪留田村、佐久小国村及び日吉町の区域に限る。)、川俣町(山木原村並びに区内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町(御前山、川内及び飯館村、長浜並びに区内國有林森林管理署2304林班及び2305林班及び2312林班まで区域に限る。)

*5 桜島県相馬市平成24年3月30日付け指針により設定された「帰還困難区域」を除く「区域」に限る。桜島町、富岡町(平成25年3月7日付け指針により設定された「帰還困難区域」を除く「区域」に限る)、川俣町、安来町(平成25年5月7日付け指針により設定された「帰還困難区域」を除く「区域」に限る)、双葉町(平成25年5月7日付け指針により設定された「帰還困難区域」を除く「区域」に限る)。

※参考：新規相場付（平成25年3月20日付は指示により設定された居住別明細域及び避難指定制限進捗区域に限る。）川根駅（平成25年3月20日付は指示により設定された居住別明細域及び避難指定制限進捗区域に限る。）椎葉駅、宮原駅（平成25年3月20日付は指示により設定された居住別明細域及び避難指定制限進捗区域に限る。）

*福島県農業振興局平成24年3月10日付で指示により設定された居住制度区域及び巡回指揮表示解除準備区域に限る。川俣町は平成25年3月7日付で指示により設定された巡回指揮区域及び巡回指揮表示解除準備区域に限る。

困難区域を除く区域に限る。), 川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。), 萩尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯塚村(平成24年6月15日付け指示により設定されれた帰還困難区域を除く区域に限る。)

※7) 熊本県相原市(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、柏原町、富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)

た佈施困難区域を除く(区域に限る)。)、川内村(平成26年9月12日付け指示により設定された避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く)及び飯詫村(平成24年6月15日付け指示により設定された避難困難区域を除く)区域に限る)。

*8 アイナ、アカシタビラム、イカナゴ(稚魚を除く)、イシガレイ、ウスマベラ、ウミタナゴ、エゾイソイアナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシタマ、クロソイ、クロダイ、コモンカスペ、サクラマス、サブロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ヌマガレイ、ババガレイ、ヒラメ、ホシガレイ、マニア

※当該機器においては、使用者が行なう操作の種類によっては、使用者の軽失（12月龄未満の生のものを除外）及び上乗場への出荷を差し控えます。

*10 県議会において「公衆衛生のためのもの」を除く)及び「施設場所への出荷を差し控えるよう要請」

※10 福島市、一本松市、伊達市、本町市、柏原市、南相馬市、聚乐町、国见町、川俣町、広野町、猪俣町、喜多方市、大熊町、从义町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、美尾村、歌留村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月29日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一關市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに瀬川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年3月29日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請